

# 第1章 総則

## 1 目的

高知県全域では、地震動とそれによって起こる津波や浸水、土砂災害、火災等によって大きな被害が予想される南海地震等（東海地震及び東南海地震との連動発動を含む。以下「地震」という。）に備え、県民の生命と健康を守るための医療救護体制と活動内容を明らかにする高知県災害時医療救護計画（以下「県医療救護計画」という。）を定めています。

南海トラフ地震発生時医療救護活動等初動マニュアルは、県医療救護計画に基づく地震発生直後の県医療支部活動及び関連する災害対応を行うためのものです。

## 2 関係機関との連携

中央東福祉保健所は、県医療支部を設置し、被災した市町村の医療救護活動支援を行うとともに、市町村では対応できない広域的な医療救護活動を行います。

また、必要に応じて高知県災害対策中央東支部会議の開催を要請し、支部管内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等関係機関との調整を行っていきます。

## 3 医療救護活動等の期間

本マニュアルは、医療救護活動については、県医療救護計画に定められた災害急性期とその後の被災地域における医療の提供が通常の医療提供体制に引き継がれるまでの期間における医療救護活動を定めるものとします。

また、保健衛生、介護・福祉等に関する災害対策活動については、支援等の必要がなくなるまでの期間における災害対策活動を定めるものとします。

## 4 ICS及びアクションカードを取り入れた活動

本マニュアルは、ICS（Incident Command System）の考え方とアクションカードを取り入れ、参集した職員等により迅速に活動が開始できるよう作成しています。

## 5 計画の不断の見直し

（1）本マニュアルは、県医療救護計画にあわせて改訂を行います。

（2）中央東福祉保健所における施設、備品、人員等に変更があったときは、速やかに本マニュアルの見直しを検討します。

（3）その他、災害医療、公衆衛生、保健活動、避難所等の運営など、災害時の他計画等に見直しがあった場合には、本マニュアルもそれに対応して改訂を行います。

## 【関連する計画及びマニュアル等】

### ○高知県関係

種類	名称	所管
医療救護全般	高知県災害時医療救護計画	健康政策部医療政策課
災害対策全般	高知県地域防災計画	危機管理部危機管理・防災課、 南海トラフ地震対策課
県職員の応急活動	高知県南海トラフ地震応急対策活動要領	危機管理部危機管理・防災課
DMA T (災害派遣医療チーム)	高知DMA T運用計画	健康政策部医療政策課
広域医療搬送	東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画	中央防災会議幹事会（内閣府）
保健活動	高知県南海地震時保健活動ガイドライン	健康政策部健康長寿政策課
重点継続要医療者	高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル	健康政策部健康対策課
避難所	大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き	危機管理部南海トラフ地震対策課
福祉避難所	福祉避難所設置・運営に係るガイドライン	地域福祉部地域福祉政策課
DPA T (災害派遣精神医療チーム)	災害時の心のケアマニュアル	地域福祉部障害保健福祉課
検案	死体取扱規則	国家公安委員会規則
歯科保健医療活動	高知県災害時歯科保健医療活動対策活動指針	健康政策部健康長寿政策課

### ○市町村関係(医療救護等)

- ・ 南国市災害医療救護計画
- ・ 香南市災害医療救護計画
- ・ 香美市災害医療救護計画
- ・ 本山町災害医療救護計画
- ・ 大豊町災害医療救護計画
- ・ 土佐町災害医療救護計画
- ・ 大川村災害医療救護計画